

デジタルハリウッド大学 『DHU JOURNAL』編集規程

平29.12.20決定

(趣旨)

第1条 この規程は、デジタルハリウッド大学(以下「本学」という。)が、第3条に定める目的のために刊行する研究誌について、必要な事項を定める。

(名称)

第2条 刊行する研究誌の名称は、『DHU JOURNAL』(以下、「本誌」という。)とする。

(目的)

第3条 本誌は、本学の教員、研究員、職員、学生、卒業生、及び修了生等が行った幅広い教育研究活動等の知見を公表し、その成果を広く大学関係者等に啓発するとともに、大学関係者等の実務に活用することを目的に刊行する。

(刊行回数)

第4条 本誌は、原則として、1年に1回刊行する。

(編集チーム)

第5条 本誌の編集その他刊行に必要なことを行うため、メディアサイエンス研究所の下に、本誌編集チーム(以下「編集チーム」という。)を置く。

2 編集チームの構成員は、本学の教職員の中から、学長がこれを選任する。

(編集チームの任期)

第6条 編集チームの任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(投稿資格)

第7条 本誌は、第8条第1項各号に定める種類の投稿原稿及びその他の原稿からなる。

2 前項に定める本誌への投稿資格は、原則として、本学の教員、研究員、職員、学生、卒業生、及び修了生とする。ただし、共同執筆者の中に、本学の教員、研究員、職員、学生、卒業生、及び修了生が含まれる場合、学外者も投稿することができるものとする。その他、編集チームが特に認めたものは、この限りではない。

(掲載される原稿の種類)

第8条 本誌に掲載される原稿の基本的な分類枠は、次の通りとする。

- 一 論文(実践研究を含め具体的な研究成果をまとめたもの)
- 二 研究ノート(研究の過程でまとめられた中間的研究報告)
- 三 報告(研究上の問題提起、調査の中間報告などを簡潔に発表するもの)
- 四 ショートレポート(発表済みの「論文」や「報告」等に関する記述や、自身の研究・教育活動についてまとめた短い論考)
- 五 セミナーや説明会などの記録(本学が主催したセミナー、説明会などの記録)
- 六 卒業制作課題及び修了課題制作の要旨(当該年度に提出された卒業制作課題及び修了課題制作の要旨)
- 七 書評・文献紹介(書籍、論文、翻訳及び政府・審議会などからの報告書を含む文献の評論・紹介)
- 八 その他編集チームの認めたもの

(投稿原稿の審査・編集)

第9条 投稿原稿の採否及び掲載の分類枠は、編集チームの合議によって決定する。その場合にあって、前条第1号及び第2号に掲げるものについては、編集チーム又は編集チームが委託する投稿原稿の分野を専門とする外部委員が、あらかじめその原稿を査読するものとする。

2 投稿原稿を査読するにあたっては、次の各号に基づき行うものとする。

- 一 問題提起の適切性(タイトルの適切性)
- 二 研究目的の明確性(仮説の合理性)
- 三 先行研究の適切なレビュー
- 四 研究方法・分析方法の妥当性
- 五 論述の論理性と明証性
- 六 参考文献の適切な参照
- 七 結論の明確性と独創性
- 八 研究結果の学術的貢献度
- 九 論文体裁の完成度(①~⑤を総合して)
 - ①用語や表現の適切性・統一性
 - ②図表の枚数及び提示方法の適切さ
 - ③抄録の適切さ
 - ④執筆要領との適合性
 - ⑤研究倫理上の問題の適切な処理

3 第1項の規定に関わらず、投稿原稿が、同一執筆者によって執筆され(その一部が執筆された場合を含む)、すでに他誌等で審査中又は掲載予定となっているものと同一又は著しく類似しているものであることが明らかとなつた場合、これを採用しない。

4 編集チームは、投稿原稿の掲載にあたって、表記統一を図るため、原稿の表記を変更することができる。ただし、投稿原稿の掲載にあたり、内容等に重大な変更を加える必要がある場合において、編集チームは、執筆者と予め協議するものとする。

5 編集チームは、投稿原稿の査読並びに採否の審議等を通じて得た情報を外部に漏えいしてはならない。

(著作権)

第10条 本誌に掲載された論文等の著作権は、本学に帰属するものとする。ただし、特別な事情がある場合、執筆者の申し出により、著作権の扱いについては、執筆者と本学との間で協議の上、措置する。

2 本学は、原稿の執筆者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。

3 本学は、原稿の執筆者以外の者から転載の申し出があった場合は、これを許可することができる。その際、必要に応じて執筆者の意向を聞くものとする。

(電子化及びインターネット上での公開)

第11条 本誌は、刊行から一定期間の後に、原則として電子化し、本学のホームページ等を通じて公開する。

2 ただし、編集チームが特別の事情を認めた場合は、公開しないことがある。

(執筆要領)

第12条 本誌の執筆要領は編集チームが決定する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、編集チームの議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。